

●**検体検査(医療法施行規則第9条の8)**

人体から排出され又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査(以下この条において「検体検査」という。)の業務

●**滅菌消毒(医療法施行規則第9条の9)**

医療機器又は医学的処置若しくは手術の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒(以下「滅菌消毒」という。)の業務

●**患者給食(医療法施行規則第9条の10)**

病院における患者、妊婦、産婦又はじよく婦の食事の提供(以下「患者等給食」という。)の業務

●**患者搬送(医療法施行規則第9条の11)**

患者、妊婦、産婦又はじよく婦の病院、診療所又は助産所相互間の搬送の業務及びその他の搬送の業務で重篤な患者について医師又は歯科医師を同乗させて行うもの

●**医療機器の保守点検(医療法施行規則第9条の12)**

医療機器の保守点検の業務

●**医療用ガス供給設備の保守点検(医療法施行規則第9条の13)**

医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務

●**寝具類洗濯(医療法施行規則第9条の14)**

患者、妊婦、産婦又はじよく婦の寝具又はこれらの者に貸与する衣類(以下「寝具類」という。)の洗濯の業務

●**院内清掃(医療法施行規則第9条の15)**

医師若しくは歯科医師の診療若しくは助産師の業務の用に供する施設又は患者の収容の用に供する施設の清掃の業務